

船舶事故調査報告書

令和元年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月26日 09時30分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市津名港東方沖 津名港志筑外南防波堤灯台から真方位103° 5.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 24.6′ 東経135° 01.7′）
事故の概要	漁船 寿丸は、漂流して揚網作業中、また、漁船第五神中丸は、北進中、両船が衝突した。 寿丸は、船首部かんぬきの折損等を生じ、また、第五神中丸は、右舷船首部かんぬき等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 寿丸、9.7トン OS2-1646（漁船登録番号）、個人所有 17.24m（Lr）×3.17m×0.99m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和62年1月26日 B 漁船 第五神中丸、4.8トン HG3-36759（漁船登録番号）、個人所有 11.50m（Lr）×3.06m×0.96m、FRP ディーゼル機関、110kW（動力漁船登録票による）、平成2年12月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年3月15日 免許証交付日 平成27年2月5日 （令和2年3月14日まで有効） B 船長B 男性 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月24日 免許証交付日 令和元年7月31日

	(令和7年6月2日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部かんぬきに折損、左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部かんぬき及び右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、底びき網漁を行う目的で、令和元年8月26日05時20分ごろ大阪府泉南市岡田漁港を出港した。</p> <p>A 船は、兵庫県洲本市洲本港東方沖で操業を開始した後、津名港東方沖で船首を西方に向けて機関を中立運転とし、3回目の揚網を開始した。</p> <p>船長Aは、後部甲板に設置された揚網機付近に立って揚網作業中、左舷正横方にA船に向かって来るB船を視認したものの、漂泊して揚網しているA船をB船がそのうち避けると思って操業を続けた。</p> <p>A 船は、船長Aが、200m付近に接近したB船にA船を避ける様子がなかったため、危険を感じて機関を全速力後進としたものの、09時30分ごろ左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、B船が航行を続けたので、B船を追い掛けるとともに、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、09時00分ごろ、洲本港東方沖で2そうびき網漁を終え、淡路市岩屋港に向けて約9ノットの対地速力で自動操舵により北進を開始した。</p> <p>船長Bは、09時15分ごろから数分間、操舵室で立って見張りを行ったものの、周囲に他船を見掛けなかった。</p> <p>船長Bは、前路に他船はいないと思い、操縦席に腰を掛け、山立てにより船位を確認しようと左舷方の淡路島を見ながら、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、衝撃音を聞いてA船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Bは、操舵室から出てB船の損傷を確認したところ、B船に大した損傷がなかったため、岩屋港に向けて航行を続けた。</p> <p>船長Bは、帰港後、所属の漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A 船は、漁労に従事していることを示す黒色の鼓型形象物を掲げていた。</p> <p>A 船は、汽笛を装備していなかった。</p> <p>船長Bは、B船にGPSプロッターが装備されていないので、ふだんから山立てにより船位を確認していた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、津名港東方沖で漂泊して揚網作業中、船長Aが、左舷正横方から接近するB船を認めた際、揚網しているA船をB船がそのうち避けると思い、操業を続けたことから、更に接近するB船に対して危険を感じ、機関を全速力後進としたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、津名港東方沖を北進中、船長Bが、周囲に他船を見掛けず、前路に他船はいないと思い、山立てにより船位を確認しようと左舷方の淡路島を見ながら、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、津名港東方沖において、A船が漂泊して揚網作業中、B船が北進中、船長Aが、揚網しているA船をB船がそのうち避けると思い、操業を続け、また、船長Bが、前路に他船はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、見張りに集中し、周囲の状況を絶えず確認すること。 ・揚網作業中においても、接近する他船を認めた場合、他船が避けると思い込まず、船体を移動させるなどして早期に衝突を避けるための措置を採ること。 ・長さ12m以上の船舶は、海上衝突予防法の規定に基づいて汽笛を装備すること。 ・事故発生時には速やかに海上保安庁へ通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

